

広島市告示第 362 号  
令和 6 年 7 月 9 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 広島センター・基町ビル

(2) 所在地 広島市中区基町 10 番地 11 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社

代表取締役社長 池田 康

東京都千代田区外神田四丁目 14 番 1 号

株式会社広島バスセンター

代表取締役社長 及川 享

広島市中区基町 6 番 27 号

株式会社そごう・西武

代表取締役 劉 勁

東京都豊島区南池袋一丁目 18 番 21 号

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の  
氏名

(変更前) 別紙のとおり。

(変更後) 別紙のとおり。

4 変更年月日

別紙のとおり。

5 届出年月日

令和 6 年 7 月 5 日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 2 1 号  
広島市中区市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和 6 年 7 月 9 日から同年 1 1 月 9 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 4 9 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和 6 年 1 1 月 9 日

(2) 提出先

〒 7 3 0 - 8 5 8 6

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

## 別紙

## 【変更前】

| 氏名（名称）           | 代表者<br>（法人の場合）   | 住所                 |
|------------------|------------------|--------------------|
| エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社 | 代表取締役社長<br>辻上 広志 | 東京都千代田区外神田四丁目14番1号 |
| 株式会社広島バスセンター     | 代表取締役社長<br>及川 享  | 広島市中区基町6番27号       |
| 株式会社そごう・西武       | 代表取締役<br>劉 勁     | 東京都豊島区南池袋一丁目18番21号 |

## 【変更後】

| 氏名（名称）           | 代表者<br>（法人の場合）  | 住所                 | 変更日・変更内容           |
|------------------|-----------------|--------------------|--------------------|
| エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社 | 代表取締役社長<br>池田 康 | 東京都千代田区外神田四丁目14番1号 | 令和6年6月14日<br>代表者変更 |
| 株式会社広島バスセンター     | 代表取締役社長<br>及川 享 | 広島市中区基町6番27号       |                    |
| 株式会社そごう・西武       | 代表取締役<br>劉 勁    | 東京都豊島区南池袋一丁目18番21号 |                    |

## 変更する理由

大規模小売店舗を設置する者の一部の代表者の変更のため